

日本共産党の竹田えつ子です こんにちはニュース 議会報告



No.168 2022年2月第2週



くらしのご相談事
いつでもお声かけ
ください。



あなたらしく生きられる
持続可能な未来へ

梅村さえこ

参議院埼玉選挙区
(予)候補

参議院埼玉選挙区
への立候補を要請さ
れた時は、2019
年の伊藤岳参院議員
の勝利に続く連続当
選を24年ぶりに実現
する重責に戸惑いも

ありました。それで
も、「総選挙での市民
と野党の共闘を、この
まま終わりにするわけ
にはいかない。憲法改
悪を絶対に阻止した
い」と決意しました。

愛知県豊田市の兼業
農家で育ち、小学校ま
で片道4キロを歩いて
通い、農作業を手伝っ
たことで、丈夫に育ち
ました。祖父を空襲で
亡くし、女手一つで育
てられた母の苦勞を知
り、「戦争だけはだめ

だ」が政治の原点です。
ポスターには、気候
危機打開やジェンダー
平等社会実現へ「あな
たらしく生きられる持
続可能な未来へ」と掲
げています。「共産党
は未来に向けて、資本
主義の行き詰まりを打
開する力を持ってい
る」訴えに力を込めま
す。(2月4日しんぶん「赤旗」より)

コロナ対策

の不安や要望
に応える態勢
こそ必要だと
思います。

感染力の強いオミ
クロン株が猛威を振
るい、再び医療逼迫
を招いています。
75歳以上の方のワ
クチン接種が始ま
り、自分にはいつ接
種券が届くのか問い
合わせが多くなって
います。学級・学年
閉鎖する学校も増え
ています。

鴻巣市のワクチン接種状況 (12歳以上 2月7日時点)

対象者	109,296人	
1回目接種	96,972人	88.7%
2回目接種	96,174人	88.0%
3回目接種	6,023人	5.5%

コロナ対策の基本は、 ワクチン・検査・医療

無料検査
を実施

日本共産党埼玉県
議団は、コロナ対策
として無料検査の実
施を繰り返し要望し
てきました。
県は、3月31日ま
で無症状の方を対象
とした無料検査(現
在は主にPCR検
査)を県内の薬局・
ドラッグストアで実
施しています。

鴻巣市内で実施している機関 県民であれば無料検査が
受けられます。(免許証など持参)

- ◎ウエルシア薬局北鴻巣駅前店 TEL: 048-597-3038
- ◎黒沢薬局 本店 TEL: 048-541-0301
- ◎黒沢薬局 駅前店 TEL: 048-544-5500
- ◎株式会社 日本医科学研究所 TEL: 048-544-1811

実施事業所として、県に登録することはいつでもできる
制度です。



憲法改正 “草の根” 正面对決

改憲派世論換気狙う

自民・公明の与党に加え、日本維新の会など補完勢力も糾合した、憲法9条岌岌を狙つ重大な動きが相次いでいます。自民党の憲法改正実現本部長の古屋圭司氏は、「衆参の憲法審査会が稼働せざるを得ないような環境をつくる。それが世論だ」と発言。また新藤義孝氏は、「草の根の運動として国民の中に憲法改正の意識を高めていく」と（2月1日）語っています。改憲の「草の根」運動強化による改憲論議促進を狙う動きを強めています。



「憲法改悪許を許さない全国署名」を広げて

これに対し、「9条改憲NO！ 全国市民アクション」が呼びかけ、草の根の全国「9条の会」、日本共産党も1000万を目標に「憲法改悪を許さない全国署名」に取り組んでいます。改憲策動と憲法改悪を許さないたたかいは正念場です。

現在の日本国憲法と、自民党の改憲草案を比べてみると・・・

現行憲法 第3章国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。



自民党改憲草案 第3章国民の権利及び義務

第10条 日本国民の要件は、法律で定める

第11条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

第12条 この憲法が国民に保障する権利は、国民の不断の努力により、保障されなければならない。国民はこれを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務を伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

第13条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他国政の上で、最大限尊重されなければならない。

第14条 全て国民は、法の下に平等であつて人種、信条、性別、障害の有無、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は、社会的関係において、差別されない。

